平成29年第2回美祢市農業委員会総会議事録

1	日時	平成29年2月15日(水) 午後2時
2	場所	美祢市勤労青少年ホーム 2階 大会議室
3	出 席 委 員	議長 山本 正二 1番 永冨 典雄 2番 野村 久幸
		3番 藤井 英雄 4番 野尻 渉 5番 吉村 信男
		6番 安部 好惠 7番 馬屋原 眞一 8番 安富 法明
		9番 三好 堯 10番 俵 薫 11番 平嶋 康秀
		12番 三好 睦子 14番 田口 幸雄
		15番 松原 正晴 16番 石田 健治郎 17番 中島 紘一
		18番 井上 道雄 19番 田中 剛二 20番 阿座上 五六
		21番 原田 一馬 22番 23番 井町 哲
		24番 鮎川 幸彦 25番 篠田 巧 26番 岸 英法
		27番 三戸 勲 28番 山中 佳子 29番 中野 修
		30番 藤岡 和文 31番 野村 孝 32番 吉村 徹
		33番 井上 兼夫 34番 伊藤 新司 35番 伊藤 太一
		36番 桑原 正彦 37番 山本 正二
4	欠 席 委 員	13番 大野 龍男
5	事 務 局	事務局長 末藤 勝巳 主幹 中村 正寿 係長 篠田 淳也
		美東総合支所分室長 長尾 加代子 秋芳総合支所分室長 三原 義男

午後2時開会

事務局

互礼。

議長

只今より平成29年第2回美祢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は36名中、35名で定数に達しております ので本総会が成立していることをご報告いたします。尚、欠席委員は

13番 大野委員。

怪我をされて入院されているようです。 かなり怪我がひどいということで28日の県の会議の後、局長と私のほうで代表してお見舞いに行きたいと思っております。それ では美袮市農業委員会議規則第16条第2項の規定による議事録署名委員を議長の方より指名したいと思いますが、よろしゅうご ざいますか。(はいの声) ありがとうございます。それでは議事録署名委員を指名いたします。8番 安冨委員、12番 三好委員。 よろしくお願いいたします。挨拶になるか分かりませんが、お話をさせていただきたいと思います。農業委員会の法律の改正によ り美祢市の農業委員の定数が19名となりました。その中に絶対要件で1名の非農家の農業委員。そして10名以上の認定農業者 に該当する農業委員という大きな2つの要件があります。よって14地区に分かれておりますが、その中で18名を選出すること になります。現農業委員さんの、お力をいただいて14地区の枠の中に、どのように入れていくかというのは私の思いですが面積、 農家戸数、転用等の頻度等も考慮して農業委員に出ていただけたら次の委員会が非常にスムーズにまわると思います。もし一つに 集中しますと、これまでのようにその地域内での担当地区が配当しません。美祢市全体で分けていかなければ運営が難しくなって くると思います。そのへんをご配慮のうえ皆さんの方からお声掛け等、ご協力をお願いしておきます。農業委員の皆さんにお力添 いをしていただけなければ次の農業委員会が厳しい運営、出られた方が非常に大きな負担を追われる可能性がありますのでよろし くお願いいたします。今回の農業委員会法の改正によりまして従来は小選挙区によって議員の定数が決まっておりましたけれど全 域から委員を選出するようにと、地区配分はしたらいけませんというのが今回の法律に書かれておりますので地区配分は出来ませ んので、その点もご了承しておいていただきたいと思っております。実際に今まで東厚保地区については伊佐地域の堀越と万倉が 東厚保地区の中にくっついておりました。面積等の関係で、そのようになっておりました。今後は伊佐地区になるのか東厚保地区 になるのかこれから先、新しい委員さんが決められればいいかと思います。それでは議事に入りたいと思います。最初にお断りし ておきますが議事順位第3 議案第3号につきましては取り下げとなっておりますので番号が一つずつ繰り上がりますのでご了承 ください。よろしくお願いします。

議事順位第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。番号1から3を一括して事務局より 議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。

事務局

3件朗読。

1件目。耕作管理が困難な譲渡人が申請前までの耕作者に対して売り渡すものでございます。続いて農地法第3条第2項各号の農地権利移動の制限に関する事項について説明いたします。まず第1号の全部効率利用要件についてですが譲受人の所有農地は適正に耕作管理が行われております。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが譲受人と家族の農作業を行う日数から農業に常時従事することが判断できます。第5号の下限面積要件は当市の1,000㎡以上を所有農地と合わせて満たしております。第6号の転貸禁止要件につきましては所有権移転で自ら耕作されるもので転貸禁止要件に該当いたしません。第7号の地域調和要件ですが周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

2件目。高齢で耕作管理が困難な譲渡人の農地を経営拡大される譲受人が買い受けられるものでございます。農地法第3条第2項各号の農地権利移動の制限に関する事項について説明いたします。まず第1号の全部効率利用要件については先月取得された農地につきまして適正な耕作管理が行われております。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが譲受人の世帯において農作業を行う日数は、これを満たしております。第5号の下限面積要件は当市の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件には該当いたしません。第7号の地域調和要件ですが周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしております。

3件目。高齢で耕作管理が困難な譲渡人が譲受人に対し農地を贈与されるものでございます。農地法第3条第2項各号の農地権利移動の制限に関する事項について説明いたします。まず第1号の全部効率利用要件につきましては譲受人の所有地、耕作地等を適切に耕作管理が行われております。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが、こちらも満たしております。第5号の下限面積要件も満たしておられます。第6号の転貸禁止要件には該当いたしません。第7号の地域調和要件ですが周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしております。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。

10番

10番、俵です。2月8日に三好委員、私、山本会長、事務局の皆さんと各地元の委員さんと現地調査を行いました。1番と2番

	ですが場所が隣接した農地になっております。資料の左側にあるのが、●●●●●になります。その南側にあります。1番ですが 全部耕作も確認させていただき問題ないというふうに考えております。また2番につきましても全部耕作を確認し問題ないという ふうに考えております。3番ですが場所は●●●●●の近くになります。3番につきましても全部耕作がきちんと出来ております ので問題ないと考えております。以上でございます。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。
28番	28番、山中です。1番、2番ですが問題ないと思います。
14番	14番、田口です。3番ですが農業を本気でやられておりますので問題ないと思います。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。
26番	1番の譲渡人と2番の譲受人の住所が一緒ですよね?経営拡大ということですが一方では土地を譲って一方では土地を譲り受けていますが。
議長	1番は隣が譲受人の水田になります。だから譲受人の効率を良くしたということです。2番は高齢で農業が出来ないということで 譲られるということです。1番の譲渡人は先月、息子さんに贈与しております。他に何かご意見ございませんか。
29番	3番ですが法人で買われるのですか?それとも個人で買われるのですか?
議長	個人です。3番の譲受人は法人の会長をされております。だから法人で買われるのか、個人で買われるのかと思いました。
議長	事務局の方から、ここの法人の形態について分かりましたらお願いします。
事務局	譲受人は法人の代表で認定農業者でもありますが今回は個人で買われるということです。法人の●●●●の形態ですが機械を全て共同されております。通常ですと利用権設定をして農地を法人に作っていただくというパターンが多いですが、こちらは機械を

法人で買われたものを共有しまして耕作をされるという独特な形をとられております。機械の所有は法人ですが、その機械を使って●●地区の個人の田を耕作されております。

議長 よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は原案の通り決定いたします。

続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。事務局より議案の朗読、 並びに説明をお願いいたします。

事務局 1件朗読。

議長

9番

議長

5番

1件目。申請地は●●●●●から北に1㎞の位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請者は市内に居住し農業を営む者です。自宅横にある申請地を無償で借り受け建設資材、農業用資材等の資材置場を設置するものでございます。尚この件につきましては申請者が退職された10年以上前から既に資材置場として利用されており、このことにつきましてのお詫びと今後、農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。この案件につきましては農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。

9番、三好です。ここに記載してありますように平成18年頃に無断転用されたということでございます。先程、事務局から説明がありました通りでございます。

ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。

| 5番、吉村です。利用権の件で自宅にも行っておりましたが気付きませんでした。今回、始末書も提出されておりますのでいいの

ではないかと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきましては先月、現況証明でということでしたが、それは無理だということで今回、転用が出 された案件でございます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声)

> | | それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は原案の通り決定し諮問会議に附します。

続きまして議事順位第3 議案第3号 農振法に基づく農用地区域内の除外申請について議題といたします。事務局より議案の朗

読、並びに説明をお願いいたします。

事務局 1件朗読。

1件目。申請地は●●●●●から南に600mの位置にある農用地区域内農地です。農家用住宅を建てるための除外申請でございます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。

10番 10番、俵です。現地は●●●●●から●●●●側に少し寄った所にあります。申請地は県道から10mぐらい下がった所になります。現地に行って見たのですが今かなり高い石垣が積んでありますが、どうもその石垣がもてなく避難がしたいということで

今回、申請を出されたようです。これは仕方ないかなというふうに思います。以上です。

議長 ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。

19番 19番、田中です。今、俵委員が言われた通りでございます。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。私の方から補足をしておきます。以前、全く同じ所の隣の場所から除外申請が出されました。県の方より

右と左に畑が分断するから駄目だということで許可が出なかったという次第でございます。先程、俵委員の説明でありましたように今住んでおられます家の石垣に大きなクラックがある状況です。それで、その下に家を建てるのは怖いということで出されたのですが県は、そんなことは関係なく理由にはならず除外要件を満たしていないということで却下されましたので家の方に寄せた位置で出し直されたという案件でございます。補足をしておきます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声)それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案に対し当番委員の報告による協議結果を意見として決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

委員

举手。

議長

ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は協議結果を附して市長の方へ送付いたします。

続きまして議事順位第4 議案第4号 農地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明 をお願いいたします。

事務局

朗読。

全体面積ですが283,886㎡でございます。農地の貸し手が56名で受け手が中間管理機構になります。1番から9番につきましては機構を通されたあとに●●●●へいくことになっております。10番から41番につきましては機構を通されて●●●●へいくことになっております。42番から56番につきましては機構を通されて●●●●へいくことになっております。告示をする際には貸し手、借り手、期間、面積等を掲示するわけでございます。42番から56番につきましては10aあたりの単価が3,000円前後に変わるということで代表の方が来られました。今、書類を作り直して機構へ再度出されて差し替えを行うこととなっております。この部分の金額が変わるということを、ご了承いただきたいというふうに思います。従いまして市の基本構想にあります全て効率的に利用すること、また常時従事することが認められるため農業経営基盤強化法の第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長

ありがとうございます。関係されます地元農業委員さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。

5番

●●●●●ですが問題ないと思います。

3番 ●●●●●ですがこの度、利用権更新の年ということで問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。

29番 法人がどのぐらい続くか分かりませんが、もし法人が駄目になった時はどうなるのですか。

法人の報告書を出しておりましてチェックをするわけでございますが法人の所有の農地でありましたら国が回収いたします。利用権設定でございますので事前に解約をすることになると思います。今の段階で法人がいつまでもつかということは分かりませんが法人も頑張っていらっしゃいます。先月、申しましたが今まで補助金を受けておられない所は補助金の対象となりますので更新をむかえて新たに機構へあずけてから補助金を受けるということであります。

中野委員の疑問につきましては私も疑問な部分があります。それを、どういうふうに答えたらいいのかも分かりませんので県の農業会議等へ質問した時に何らかの答えが得られれば得てきますし、情報を持って帰れれば情報を持って帰って皆さんと共有したいというふうに思います。

補助金がもらえるのなら農業委員会が農地流動化をするよりも中間管理機構へ通したほうが農業委員会も楽になると思います。

まとめてやってもらいますと事務局の事務量がすごい量になりますので勘弁して下さいということは県の会議の中でも中間管理機構に対しても申し上げております。事務局の事務労力をはるかに超えます。今回のように更新の時期であれば致し方ないと思います。他にございませんか。採決に移りたいと思いますが、よろしゅうございますか。(はいの声) それでは議案第4号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

事務局

議長

2番

議長

議長

| ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号は原案の通り決定いたします。これより報告事項に入りたいと思います。

議事順位第5 報告第1号 水田造成事前報告について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいた します。

事務局 1件朗読。

1件目。申請地は●●●●●から南に1.3kmの位置にある田でございます。申請者自身の耕作する田の段差を解消するため近隣で 行われる市の公共工事の残土により盛土を行い、水田造成をされる報告でございます。以上、報告いたします。

議長ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。

9番 9番、三好です。1番ですが事務局から説明がありましたように残土処理ということでございます。それによって効率化をあげる ということでございます。

議長 ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。

11番、平嶋委員です。道路より下に田があるので盛土を行うということでございます。周囲に影響はないと思います。

議長 ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

委員はい。

11番

議長 特に発言もないようでございますので以上で報告第1号を終わらしていただきます。

続きまして議事順位第6 報告第2号 公共工事の施工に伴う農地転用の通知について議題といたします。番号1と2を一括して 事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。

事務局 2件朗読。

1件目。申請地は●●●●から北に1kmの位置にあります。田2筆に対し隣接する市道の災害復旧工事のため今年の3月末まで 資材置場を設置されるものでございます。 2件目。申請地は●●●●●から南に1.3kmの位置にあります。治山工事の残土の仮置場として本年3月20日まで一時転用されるものでございます。2件とも市による所有者間との一時転用でございますので市長名で工事完了後の原状回復誓約書が提出されております。以上、報告いたします。

議長 ありがとうございます。地元委員さん何かお気づきの点等ございましたら報告、説明お願いいたします。

5番 1番についてはありません。

11番 11番、平嶋です。2番ですが特にありません。

議長 ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

委員はい。

議長 特に発言もございませんようですので報告第2号を終わらしていただきます。

続きまして議事順位第7 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について議題といたします。番号1から19を一括して事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。

事務局 19件朗読。

1番~4番。次の耕作者の方が決まっております。また利用権の設定がされることになっております。

5番~6番。先程3条でご審議していただきました所有権の移転に伴う事前の解約でございます。

7番。今後、売買の予定があるとのことでございます。

8番~10番。耕作者変更ということでございます。

11番~15番。調整中ということでございます。

16番。自己保全されるということで報告があがっております。

17番。中間管理機構にあずけられるということでございます。

18番~19番。次の耕作者の方がいらっしゃるということでございます。以上、報告いたします。

議長

ありがとうございます。17番ですが中間管理機構へあずけるということですが面積が大きいので受け手も見つかるかもしれませんが地元委員さん、すみませんが確認をしておいていただきたいと思います。16番ですが自己保全されるとのことですが地元委員さん、いかかですか。

8番

とりあえず本人が頑張るということです。その間に探します。

議長

一つよろしくお願いします。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

委員

はい。

議長

他に意見もございませんようですので報告第3号を終わらせていただきます。

続きまして議事順位第8 報告第4号 農地転用現況証明について議題といたします。番号1から3を事務局より報告事項の朗読、 並びに説明をお願いいたします。

事務局

3件朗読。

1件目。申請は1筆で平成14年に換地処分がございましたが昭和の時代から道路として利用されていたということでございます。 2件目。申請は5筆で議案書の上から4筆までが昭和30年頃耕作放棄され現在は立ち入ることが困難なぐらい雑木が繁茂している状況でございます。残りの1筆は昭和45年頃から大理石工場の石材廃材置場として利用されておりまして現在も大理石の石材等の欠片が散乱しておる状況でございます。

3件目。申請は1筆で昭和60年頃耕作放棄され両隣の宅地に挟まれまして宅地として一体利用されておる状況でございます。以上報告いたします。

議長

ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。

10番

1番ですが、ほ場整備をする前は水路と道がありました。申請者の家から近いということで以前から、この道を利用していたということです。 2番ですが事務局から説明がありました通り 1筆につきましては大理石の石材廃材置場として利用されています。 その他 4 筆は昔、県から払い下げがあったそうで杭はあるそうですが耕作が出来るような農地ではないということです。 3番ですが

写真でもありますように建物が建っておりますので致し方ないのではないかと思います。以上です。 ありがとうございます。私の方から若干、補足をしておきます。2番ですが先程3条で出てきた所と隣り合わせになっています。 議長 3条で出てきた所は小屋が建っておりましたが解体をされまして、まさ土を入れられどう見ても畑として利用することが可能であ るため非農地証明で出てきましたが3条で申請をしてもらったという経緯がございます。地元委員より補足説明がございましたら お願いいたします。 23番 23番、井町です。1番ですが説明のあった通りです。 14番、田口です。2番ですが事務局、会長さんから説明があった通りです。 14番 議長 3番の地元委員さんは、お休みなので局長の方から何かありましたらお願いいたします。 事務局 昭和60年頃建て替えられて大きな家が建っております。その後、宅地として利用されております。以上です。 議長 ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。 委員 はい。 議長 発言もございませんようですので報告第4号を終わらしていただきます。 続きまして議事順位第9 報告第5号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について議題といたします。事 務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。 事務局 朗読。 今回5法人から報告書が出ております。●●●●●ですが今年から報告書を出していただいております。別紙ということで1枚紙 があります。11名の役員の方がいらっしゃいます。定款等も提出をされております。その他、●●●●●、

●●につきましては権利の種類がイになっております。イにつきましては利用権の設定でニは常時従事ということでございます。

面積につきましても農家台帳と照合させていただいております。次に●●●●でございます。売上が若干、上がっております。 これは大豆の収益が非常に好調であったということで報告をいただいております。最後に●●●●でございます。先月、出ておりましたが11月に決算が終わったということで提出がありました。従いまして法人の形態、構成員、執行役員の常時日数等の状況を審査いたしまして適正でありましたことをご報告いたします。以上です。

議長

ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。

35番

●●●●の売上ですが大豆だけで、こんなに上がりますか。参考にしたいと思います。

事務局

事務局の方からも問い合わせをいたしました。収益損益計算書を見ましても、この金額であがっており計算通りになっていました。 やはり大豆の売上げが好調であったということを聞いております。損益計算書を見ましたが補助金は入っておりません。

議長

多分ですけれど補助金の支給は面積ではなくて出来高です。だから大豆が出来ずに減反で補助金をもらってもわずかです。大豆が出来た時に最高反当たり8万ぐらいあるのではないかと思います。36ヘクタールの経営面積になっております。この中で、どれぐらいの面積で大豆や麦をやっておられるか分かりませんが複合的に考えたら上がる可能性はあります。他にございませんか。

委員

はい。

議長

他に発言もございませんようですので報告第5号を終わらしていただきます。

続きまして、その他の項へ移りたいと思います。農業相談日につきましては、ありませんでした。委員の皆さんより何か提案、質問等ありましたらお願いいたします。ないようでしたら事務局の方よりお願いいたします。

事務局

日程の前に会長が冒頭で言われました農業委員、推進委員について資料の説明いたします。平成28年4月に作成しまして、そのうち昨年11~クタールぐらい非農地でおとしましたので4,293~クタールから11~クタールおちているということになります。2月1日から農業委員、推進委員の募集、推薦を開始しております。現在のところ推進委員2名、農業委員4名が推薦、募集を出されておる状況でございます。今回の法律の改正の中では農業委員さんにつきましては地域を指定をして募集、推薦公募をしてはならないというふうになっております。今までは公選制でございますので地区の代表の方がお出になっておりました。資料に

ありますが内推薦ということで議会推薦と農業団体の推薦が7名いらっしゃるということです。女性の枠があるかということです が現状3名の委員さんがいらっしゃいますので美祢市全体の農業委員さん19名の中で、やはり3名ぐらいは現状維持したいとい うふうに思っております。法律の中にも年齢とか性別に配慮すると、募集・推薦について、市長はこれを尊重しなければならない ということで法律に定められております。農業委員さんにつきましては、地域の枠を定めて公募募集も出来ませんし性別、年齢に は、当然配慮していくということになっております。募集をしておりますけれど全体で農業委員さんが37名から19名になりま す。その内1名が農業関係者以外ということです。現在14地区ありますが地域を指定して推薦、募集公募を禁止されております ので、どこかに偏る可能性が出てまいります。そして19名を超えますと全体の募集が終わった後に評価委員会を開催いたしまし て、その結果を市長に報告いたします。2月28日までの募集でございますので冒頭に会長が申しましたように現農業委員さんの 方から推薦なりしていただけたらと思っております。そして推進委員とありますが、これは農業委員会が地域を定めて募集、推薦 をしなくてはならないということであります。全体で25名とさしていただいております。農業委員19名、推進委員25名につ きましては議会で可決をされたところでございます。推進委員を25名にいたしました理由としまして面積に関わらず荒廃農地が 進んでいる所には、なるべく多くの人を登用して拡大を食い止める。全体で42.930ヘクタールあるわけですが美祢市全体では 約1.78%の荒廃地でございます。美袮市は県内でも先に行っておりまして非農地決定をし非農地通知までやっている市町村は美 称市しかございません。今後、荒廃しそうな農地の所に人数をおいて食い止めたり、推進委員さんの方で今まで農業委員さんがし ておられた農地パトロールとか荒廃農地の防止活動、利用状況調査等も今度は推進委員さんが中心となってしていただくと。推進 委員さんにつきましても公募の全てが終わった後に行政区を振り分けて現場活動をしていただくようにお願いをするところであり ます。今日、中間報告としてホームページ等で公表することとなります。実際、締め切りが28日までですが定数に達しなかった 場合、延長をすることとなります。それから農業委員さんにつきましては評価委員会を開催した後に6月議会に人事案件を状況に よって承認をいただくような形になります。推進委員につきましては現在の農業委員さんで審議をしていただく。7月の20日に 新しい農業委員会が出来ます。地区の推薦等あればよろしくお願いしたいと思います。原則、10名以上が認定農業者となってお ります。個人の認定農業者さんもそうですが法人の役員さんもそれに準ずるということでございますので地区でそういった方がい らっしゃいましたら是非、推薦の方をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長

ありがとうございます。局長の説明に対して質問等ありましたらお願いいたします。

35番

説明がありましたけれど推進委員の振り分けは、こういう形だろうと思います。ただ農業委員の方の推薦は、この状況では難しいです。

29番

個人の担い手の農家が美祢市でも、ずいぶんいらっしゃいます。この位置づけというのは、どうなっているのですか。大型の担い 手農家を山口県は考えてもらわないといけないということを公社に行って話してもらえませんか。

議長

中野委員が言われたことについて私の方から答えますと公社の方では中間管理機構に出された農地については受け手として大型農家=認定農業者という形をとっております。希望があれば農地を貸すということは出来るようでございます。それと、もう一つは色々な形の中で若干、認定農業者の方にも補助金が出てくるような仕組みもありますけれど、かなり厳しいような現状でございます。それについては農業会議に出ておられます局長はご存知と思いますが県の方に対して色々なお願いと言いますか要求を突きつけてみたり質問してみたりやっております。しかし1回2回やっただけで動くような所ではないように思っております。単発的にやっても駄目ですが年に何回か、そういうふうな問題を県に突きつけて資料を出されて、どうなっているのかと報告をしてもらい皆さんの思っておられることについて少しでも近づけていけたらなと。予算が絡む問題ですから。

29番

後継者が少ないんですよね。だけど法人には温かいですよね。

議長

美祢市には新しく農業を始められる場合には補助金が出るような制度も若干できていると聞いております。ただ現にやっておられる方にとっては何もないのが現状です。県の課長が色々な補助金とか農業に対する県の見通しについて説明をしに来た時に150万、250万、300万ぐらいまでの所得を予定として色々な県の農業に対するものの組み立て方をなされている。それに対して普通の農家の所得が上がっていない。あなた達が設定している250万、300万で一人の子供を大学に行かせられない。それで本当に農業に就く若者がおるのかということを県の会議の中で言われたことがあります。質問のきっかけは今の農業所得はどのように設定しておるのか、きちんとした県の目標を言いなさいということでした。農業委員会の中で意見を言っていただいて県に言える人が、どんどん言ってもらわないと県は全く動きません。そういう所で、ご勘弁をしていただきたいと思います。

11番

募集をされているということですが農業委員、推進委員どのぐらいの方が応募されていますか。

事務局

中間報告をホームページ等で公表しなさいということですが今現在、農業委員さんは4名。推進委員さんは2名出されています。

8番

制度が変わったから仕方ありませんが農業委員は地域性がありますよね。極端な話、例えば美祢に19名が集まって出来るかという話になると無理ですよね。農業委員だからと言って作っていかなければいけません。結局もっていく所がなかったら自分達でど

うにかしないといけないわけですよね。心配しております。

議長

他にございませんか。それでは今後の日程について事務局よりお願いいたします。

事務局

今後の日程でございます。次回の総会でございますが3月15日の水曜日でございます。午後2時から、この会場で行います。農業相談でございますが3月14日の火曜日。美祢地区につきましては三好委員さん。美東地区につきましては井上委員さん。秋芳地区につきましては吉村委員さんでございます。現地調査でございますが3月7日の火曜日でございます。安部委員さんと馬屋原委員さんでございます。9時5分前には事務所の方においでいただきますように、よろしくお願いします。

私の方から4点ほどお願いいたします。1点目ですが今日が利用権設定の提出期限でございます。今から提出される方は賃料とか賃借の種類とか裏面の氏名など確認をされて提出して下さい。2点目ですが総会案内の方に活動記録簿の提出もお願いいたします3点目ですが全国農業新聞やまぐち普及推進ニュースの裏面を見ていただきたいと思います。会長が16部で山口県のトップでございます。4月に東京で功労賞の表彰があります。まだ任期がありますけれど、まだ頑張れる方それから次やろうと言われる委員さんの方がいらっしゃいましたら東京の方で表彰がありますので頑張っていただきたいと思います。あとのパンフレットについては時間がきておりますので省略させていただきます。4点目ですが女性農業委員の方には別の封筒で女性農業委員の総会の開催についての案内を同封しております。その出欠席が3月3日まででございますので提出していただきたいと思います。以上でございます。

議長

最後に一言。実は18日に東京のサンシャインシティで新規に農業に就きたいと人の募集のイベントがございます。年7回ぐらい大阪、東京、名古屋でやっております。どうにか農業人口を増やさないといけないので行ってきます。もしインターシップでも農業体験がしたいという若者がいた時には農業委員さんの所に、こんな子がいますけれどどうかなりませんかというお願いをするかとも思いますが、その時には受けていただければ助かるなというふうに思います。いい話がありましたら色々な面でお力添いをいただければ美祢市に若者を連れて帰って来られるのではないかというふうに思っております。

それでは本日の総会を閉じたいと思います。

事務局

互礼。

午後3時50分閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。 平成29年2月15日
<u>議長</u>
<u>署名委員</u>
<u>署名委員</u>